

(目的)

第1条 本規則は一般社団法人日本臨床免疫学会（以下「本会」）の定款第5条第1項（2）に規定する名誉会員の選出につき定める。

(選任)

第2条 本会の名誉会員は、理事会が推薦し、社員総会の決議により選任する。

(資格)

第3条 名誉会員は、本会の正会員で以下のいずれかに該当する者より選任する。

- ① 歴代の学術集会会長で、本会の理事、監事を勇退した者
- ② 理事、監事として本会に貢献し、本会の理事、監事を勇退した者
- ③ その他本会に特に功労のあった者

(規則の改正)

第4条 本規則の改正は、理事会の決議による。